

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第571号)

平成20年12月19日

横 情 審 答 申 第 571 号

平 成 20 年 12 月 19 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年9月24日まち総第412号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「別添文書の「懲戒処分申立書」を検討した関係書類一式」の非開示決定  
に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書の「懲戒処分申立書」を検討した関係書類一式」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書の「懲戒処分申立書」を検討した関係書類一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年7月7日付で行った非開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 平成15年10月に異議申立人（以下「申立人」という。）から提出された懲戒処分申立書を受理した後、関係者に事実確認、相談等を行ったが、懲戒処分に値する問題又は疑いがあるとの認識に至らなかった。
- (2) 平成17年12月に申立人から提出された「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書」（以下「質問申立書」という。）を受理した段階においても、その認識に変更は生じず、回答しなかった。
- (3) 懲戒処分申立書及び質問申立書の原本はまちづくり調整局総務課において保管されていることを確認したが、申立人が求めている事実確認、処分の要否等について検討、記録した書類は見つからなかった。
- (4) よって、本件申立文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

## 4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「受領した「懲戒処分申立書」に関する事実確認、

相談等については、当該局において口頭で行っており、」という理由で非開示になっているが、それは虚偽である。

- (3) 申立人が「懲戒処分申立書」を提出したのは平成15年10月であるが、その後2年2ヶ月の長期にわたり実施機関は「懲戒処分申立書」を放置して何ら調査・検討を行わず、申立人にその「懲戒処分申立書」に対する調査・検討の結果の報告もしくは回答を、口頭または文書のいずれによっても行っていなかった。
- (4) そこで、申立人は平成17年12月に質問申立書を提出した。その後、当時のまちづくり調整局総務課担当係長に「懲戒処分申立書」の調査・検討結果の回答を催促したところ、「現在検討中ですので、後日文書で回答します。」との回答を得た。しかし、いまだ回答の文書を受領していない。
- (5) 仮に文書が存在しないのであれば、実施機関が証拠隠滅を行い、さらに地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の違法行為であることが明白である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した懲戒処分申立書に関して、実施機関が行った調査や検討などについて記録された文書であると認められる。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成20年11月21日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 市民から特定の職員に対する懲戒処分を求める文書が提出された場合、一般的な事務手順があるわけではない。通常は、当該職員が所属する区局の総務課で事実関係等を調査した上で、懲戒処分に相当する事実があったと認められた場合やその疑義がある場合は、行政運営調整局人事組織課あて報告する等の対応を行っている。

(イ) 本件請求について検討するにあたって、平成17年当時のまちづくり調整局総務課担当係長に事実関係を確認したところ次のような回答を得た。

平成15年10月に懲戒処分申立書を受けて、関係者に確認する等して調査・検討したところ、懲戒処分にあたるような事実やその疑義はないと判断した。し

たがって、総務局人事課（当時。現在の行政運営調整局人事組織課）には報告せず、申立人にも回答をしなかった。また、これらの対応を決定する過程はすべて口頭によって行われ、文書を作成することはなかった。

ウ 以上の実施機関の説明は、調査をして文書で回答するとの回答を得たという申立人の主張と整合しないものであるが、申立人との間で調査の結果を文書回答するとのやりとりが行われたか否かはともかく、「懲戒処分申立書」に関して文書が作成されたことを示す事情は認められない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に対して、特段不自然な点は認められなかった。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年9月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年10月3日 (第67回第三部会) 平成20年10月9日 (第133回第一部会) 平成20年10月10日 (第135回第二部会)	・諮問の報告
平成20年10月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議
平成20年11月21日 (第70回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年12月5日 (第71回第三部会)	・審議